

平成27年 7 月24日

第77回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第77回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年7月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号
会議年月日 平成27年7月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第77回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午前9時00分

議 長	<p>【開会】</p> <p>ただいまより総会を進めますけれども、委員の皆様にお詫びとご報告があります。内容につきましては、農業者年金の裁定請求の事務処理の遅延にかかることとございます。私たちは農業者の利益代表としての農業委員会でありましてこのようなことが起きてまいりまして、委員の皆様には代表者として深くお詫び申し上げます。詳しいことにつきましては、議案の終了後その他の中で皆様方にご説明申し上げますのでよろしく申し上げます。それでは、開会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。</p> <p>先唱を18番阿部正嗣委員に願います。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席ください。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は29名であります。定足数に達しておりますので直ちに第77回遠野市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>17番北湯口委員、25番綱木委員から遅刻するとの届出があり会長としてこれを許可しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>日程前に事務事業経過報告をいたします。経過報告を参照してください。私が出席しました6月26日平成26年度地域農地機械銀行通常総会がりんどろでありまして私が出席しております。これについては、26年度の事業報告決算並びに27年度の事業計画案についてです。それから28日は東北馬力大会が宮守町の柏木平で行われております。6月30日平成27年度遠野市認定農業者協議会総会についても26年度の事業報告、27年度の予算案についてです。7月1日ですけれどもJ Aいわて花巻の懇話会がありまして遠野市から私と議長さん、産業委員長が出席し花巻市で行われております。7月3日集落営農連絡協議会の総会がサンパークやなぎで行われておりまして、これについても平成26年度の事業報告、決算報告、並びに27年度の事業計画予算案についてであります。7月14日ですけれども岩手県農業会議の臨時総会がありまして、平成26年度の事業報告並びに決算報告が行われております。以上、私が出席した部分のみを報告いたしまして、続いては事務局長より事務経過報告をいたさせます。事務局長よろしく願います。</p>
事務局長	<p>はい、議長。ただいま会長から報告された事項以外の経過報告をいたさいたいと思います。7月2日緊急でございましたが運営委員会を開催しております。内容につきましては会長から話しのありました農業者年金事務遅滞にかかる件でございます。7月2日でございます。平成27年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石で開催されました。会長、会長職務代理者が出席してございます。7月15日は農地の日の活動ということでございまして委員21名参加の下、青笹町内のほ場におきまして、草刈りそしてヒマワリの播種等の活動を行っております。7月15日16日でございますけれども現地調査ということで本総会で議案に附しております案件につきましての現場を確認してございます。7月17日第2回農政専門委員会を開催してございます。後にご説明申し上げます農政専門委員長より報告がございまして。22日第5回運営委員会を開催してございます。本総会にかかる案件について、ご審議いただいたところでございます。そして本日第77回総会そして総会終了後第2回女性農業委員業務検討会、そしてそれが終了後、午後1時半からになりますが、平成27年度農地パトロール出発式及びパレードを開催する予定でございます。そして本日でございますが、株式会社オサダ岩手工場新築工事披露報告会ということで土淵地区の社屋の内覧会そしてその後に祝賀会という予定になってございます。会長が出席する予定でございます。7月25日以降の主な行事予定でございます。7月30日でございます。農政専門委員会委員意見交換会ということで開催する予定でございます。これにつきましては農政専門委員会の中で今後の農業委員会制度の改革につきまして、あと今後の農業委員会として市長に対し建議具申する事項等につきまして再度意見を検討するという意見が出されまして開催する運びとなっております。8月4日につきましては、第2回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催されます。本日議案で上程しております農業委員大会の要請議案につきまして上閉伊地方で協議する予</p>

	<p>定となっております。これについては、会長、会長職務代理者が出席の予定でございます。8月10日農地法の申請の締切りでございます。17日が現地確認。21日に運営委員会。第78回の総会を25日午前中に行う予定になってございます。そして引き続き農業者年金推進委員会を開催する予定でございます。そして午後になろうかと思えます。農地専門委員会のほうでも意見として出されました農地パトロール農地の貸し借りにつきまして再度農業委員で認識を高めたほうが良い研鑽を積んだほうが良いということでございまして、総会終了後の午後に研修会を予定してございます。そして8月27日から28日までは農業委員県外研修ということで、東北北海道農業委員活性化フォーラムの参加を兼ねまして青森県に研修の予定になってございます。そして9月1日から11日までは市内農地パトロールの予定でございます。以上事務事業経過報告でございます。</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>ただいまの報告に対して質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農政専門委員会で協議した事項について、農政専門委員会委員長から報告があります。</p>
農政専門委員 長	<p>はい。報告第2号として農政専門委員会に付議した事項について報告いたします。 平成27年7月17日に開催された平成27年度第2回農政専門委員会で議論した内容について本総会に報告いたします。平成27年度岩手県農業委員大会の要請議案については要請項目に従い昨年の要請文を参考に内容を議論し結果をとりまとめ議案第27号として本総会に上程したところでございます。委員会で多くの意見が出された項目は農業委員会制度組織改革及び有害鳥獣対策でありました。農業委員会制度組織改革においては、国会で審議中でございますが、2年半後の次期農業委員の選出方法について、農家の代表者が選出される仕組みづくりを市長へ強く要請していくことが現農業委員の託された使命のひとつであるとの意見が出されたところでございます。今後農政専門委員会などで議論していきたいと考えております。有害鳥獣対策においては、増え続ける有害鳥獣を駆除する奇抜な対策、遠野市独自の策を打ち出しても良いのではないかとの意見がありました。最後に独立機関でありますので市長へ建議できる機関は農業委員会だけということで農政専門委員会で議論していくことにして閉会しました。今後の農政専門委員会の活動にご協力をお願いしてよろしくお願いをしたいと思います。以上報告にかえさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい。ご苦労様でした。ただいまの報告に関し質疑ありますか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号女性農業委員業務検討会の協議事項について、女性農業委員業務検討会座長から報告があります。</p>
女性農業委員業務検討会 座 長	<p>7番佐々木です。今期女性農業委員業務検討会座長を勤めさせていただくことになりました。よろしくお願いをいたします。お手元にお配りしております報告第3号平成27年度女性農業委員業務検討会活動方針のペーパーの内容について報告したいと思います。私たち女性委員はこれまでの先輩方の活動を引継ぎましてさらに充実していくためにはどのような取り組みができるか検討するため先月6月25日に第1回女性農業委員業務検討委員会を開催いたしました。様々な意見が出されましたので、そのご報告をいたします。1岩手県女性農業委員ポラーノの会遠野地区懇談会の開催について平成27年度県女性農業委員ポラーノの会総会におきまして本年度活動計画に地区別懇談会の開催が決定さ</p>

	<p>れたことから遠野地区懇談会を開催いたします。この懇談会では遠野地区女性農業委員のほか女性農業者にも声をかけまして農業施策等に関する勉強会意見交換会を行う計画です。なお、本日、当總會終了後、第2回業務検討会を開催いたしまして懇談会開催要項について協議検討する予定でございます。2食育に関すること。学校給食における地元食材利用率向上に向けて遠野地方Y. Y. Y推進女性の会が主催する子どもたちに食べさせたい給食メニューでレシピ提案をしていきたいと思っております。3農業後継者に関すること。前期より取り組んでおりました農家後継者への嫁や婿の紹介依頼が寄せられております。このことからこれまでどおりデリケートな部分ではございますのでそこを配慮しながら積極的に同僚農業委員の皆様と情報交換をいたしまして、個別に仲人のような働きかけを進めてまいりたいと思っております。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関して、何か質疑ありませんか。</p>
30番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。30番。</p>
30番委員	<p>30番。佐々木であります。農業後継者についてお話し合いをされたということであり、その他かなりのことについてお話し合いをされたということでもあります。感激いたしました。農業後継者の推進にあたって前農業委員がそれぞれ地域の男女の未婚の方の情報を持ち寄った経緯がありましたけれどもこれらの活用はいかがにしているのかお聞きしたいと思います。</p>
7番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。7番。</p>
7番委員	<p>貴重なデータをいただいておりますのでそれは無駄にすることなくそのデータに基づいて一組、多くを望まずに結婚まで至るかどうかわからないですので、出会いの場としていろいろな場所を設けて行きたいと思っております。アストのほうとも相談しているのですけれども本年度キリンビールさんのポップ事業のイベントが大きく何度か開催予定で6月も都市部のほうから70名ほどの若い女性の方々が来てポップのイベントを盛り上げたという内容がございましたのでそういった場に大々的な婚活という看板は掲げずに参加が可能であるような男女の方のイベントの手伝いということでお誘いして交流を繋げていって出会いの場となることができなにかというようにアストのほうや産業振興課ともイベント情報を共有しながら出会いの場を設けていきたいと考えているところで</p>
30番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。30番。</p>
30番委員	<p>わかりました。確かJAさんのほうでもですね。この活動を強化していきたいというようなことを聞いているんですが、JAさんとの連携というようなことはどのように考えているかお聞きします。</p>
議 長	<p>はい。7番。</p>
7番委員	<p>前は産業振興課さんのほうで仲人事業という看板をかけているのですが委託されているところがありまして一緒にデータを共有しながら進めていきませんかと持ちかけたのですけれども、個々に集めたデータを共有するということは逆に個人情報のこともありましてなかなか一緒に進めていくことは難しいと感じております。JAさんとはそういった話しを進めておりません。今のアドバイスをいただきながら今回はJAさんのほうにも働きかけて行きたいと今思ったところでございます。</p>
30番委員	<p>わかりました。</p>

議	長	<p>そのほかありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>
議	長	<p>【議事日程】</p> <p>それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので議案に関する委員は退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に19番小向幸子委員、20番鳥屋部静夫委員、会議書記に村上和男君を指名いたします。次に農地法にかかる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係	長	<p>はい。議長。2ページ3ページでございます。第77回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条今月計5件69,315平方メートル。利用集積今月計2件9,703平方メートル。法第4条はありません。3ページでございます。法第5条今月計2件3,407平方メートル。適用外はありません。法第18条第6項につきましてもありません。以上でございます。</p>
議	長	<p>はい。説明が終わりました。</p>
農地係	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第21号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。</p> <p>はい。議長。議案第21号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆5,160平方メートルのうち3,000平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の使用貸借でございます。借受人は農業後継者です。独立経営を行うために借受けるものでございます。小ぎく、トルコギキョウ、ほうれんそうを作付けする計画となっております。</p> <p>2番から4番についての借受人については同一人物でございます。</p> <p>2番、●●町5筆7,460.49平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の使用貸借でございます。</p> <p>3番、●●町15筆33,690.68平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の使用貸借でございます。</p> <p>4番、●●町12筆21,658平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の使用貸借でございます。</p> <p>2番3番4番の借受人は農業後継者でありまして家族の所有地を借受けるものでございます。後継者といたしまして水稻、小麦等を栽培する計画となっております。なお、1番から4番につきまして、借受人は2人でございますが、青年就農給付金の申請がされているとの情報を得ております。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>はい。説明が終わりました。同世帯間の使用収益権設定については現地確認調査の結果及び補足の説明を省略します。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

30番委員	はい。30番。
議長	はい。30番。
30番委員	30番佐々木です。素朴な疑問があるので教えていただきたいのですが、●●●●さんは認定農業者ではなかったですか。
農地係長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
農地係長	お答えいたします。経営を全て息子さんに移譲されるという考え方から●●●●さんの認定農業者につきましては辞退をされているという状態でございます。なお、●●●●さんにつきましては、認定新規就農者の認定を受けられたという形で家族内での経営者の交代があったという状態でございます。
議長	はい。30番。
30番委員	関連して30番佐々木ですが質問させていただきます。●●●●さんの認定農業者の辞退は総会で認められる要件かどうかわかりませんが認定農業者が土地を貸し出すということは考えられないことだと思いますのでその時期はいつかわかりますか。
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
事務局長	●●●●さんにつきましては7月が更新時ということでございまして、今回更新をするか否かということをお願いしていたところであります。本人からは辞退するという事で辞退届けが出されまして、審査会でとされたというところで市長部局の担当から説明を受けてございます。
30番委員	はい。了解いたしました。
議長	そのほかありませんか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可と決しました。
議長	【日程第3】 日程第3、議案第22号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。はい。事務局。
農地係長	はい。議長。5ページでございます。議案第22号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。上程は1件でございます。 1番、●●町2筆3,506平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前一括贈与でございます。●歳の所有者から子へ生前一括贈与されるもの

たんですけれども、そのなかでの疑問を感じた内容があります。それは、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は遠野市が行っているわけでございますけれども中間管理機構に貸し出すまでは、何ら問題がなくて向こう10年間で8割の土地を担い手に集積をするんだという国の目的、目標ですからそのためにいくらかでも多く中間管理機構へ貸し出すことは大賛成です。それから、この議案、24号なんですけれどもこれからは問題だというのは中間管理機構が再配分をするときに1番から5番までの方が権利の設定を受けるということなんですけれども、確か今までの経営基盤強化法で貸し借りをすると農地がスプロールいわゆる貸し借りはしていたが虫食い状態に貸し借りが進んでいるとそうすると1人の担い手が30カ所もの農地を持って維持管理ができなくなる。経営がかえって苦しくなってくるという反省を踏まえて、この中間管理事業というものが中間管理機構ができたと思っております。したがって、この再配分には農協とか改良区とか共済だとか市とか農業委員会を含めてですが、どなたに配分すべきかを議論していくんだということがマニュアルのなかにあったやに記憶しているんですが、こうしてみますとお互いに決めて貸し借りすると議案になってきていかがですかと意見を求められても図面もないのでみえない。意見をしづらい部分があるのですが、遠野市としては面的集積になるように計画されているものですか。

事務局長 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局長 はい。この中間管理事業の推進については、市の方ということでございまして、配分計画について農業委員会の意見という流れになってございます。農地中間管理事業の推進につきましては、当然推進体制といたしましては市の方では支援チームを作りましてその支援チームのなかに当然JA、土地改良区、そして農業委員会そして県という形で推進をしているところでございます。ただ、当事者から相談に乗られたり、農地管理事業についての相談を受けたときは市が中心となりまして、アドバイザーと職員が農業委員会事務局に相談窓口を設置しているところでございます。相談窓口のなかで農業委員会と連携しながら業務を行っているところでございます。配分については随時、公社と相談をしながら進めているところでございまして、当事者の意向というところもあると思いますが、農地中間管理事業を進める上で、マスタープランの推進。11カ所あるのですが集積のエリアの図面がありまして、それに基づきながら、集積をいかに進めていくかということを検討しながら進めているところでございます。今年の冬場に11地区の検討会を開催したところでございます。その際には出席した担い手から再度、要望等を伺いながら集積の調整に努めているところでございます。中間管理事業が発足して1年は経つところですが、まだ周知不足であると市の方ではみているところでございます。なかなか担い手の希望に出し手が追いついていない状態でございますが、出し手が出てくる面積は小規模農家さんが多いもので目標に達していないところがございます。市、JA、農業委員会などの関係機関が一体となりながら推進をしていくと進めているところでございますが、今回の意見を貴重な意見でございますので、市の方には推進方策ということで検討の際に伝えたいと思います。

議長 30番佐々木さん。

30番委員 30番佐々木です。一人で独占するようで恐縮ではございますけれども他意がないのでご了承ください。例えば、1番2番3番は同じ町内の方々であります。この図面を見ていないものですから調整はできているものと思っておりますけれども、1番の案件の土地が3番の方の近くだった。それならば3番に加えた方がとてもやりやすい農地になるのではないかと。というようなことは議案の中からは読み取れないわけです。それで意見を求められても厳しいと思います。そうすると農業委員会の総会というのは形骸化というもののように意見を出したら良いものかわからない。そのように思ったものですから先ほどの発言であります。地域農業マスタープランは11カ所を作ったと説明でございましたがマスタープランの説明会は認定農業者にしかご案内が行っていない。一般の農業者は全くわからない。今回、この貸し借りがもしかして私たちのわからないところで貸し借りをしたいのでマスタープランには入っていないけれども、これを変更で加えるといったことをやってしまうと後で、いったん貸し借りをしたところをはがして貸

	<p>しなおしをして、やはりまずかった大きな団地を作るときには支障になると思います。こういったことをきちんとやられているかどうか疑問に思ったものですから質問したものです。</p>
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
事務局長	<p>はい。ただ今のご質問についてお答えします。確かにエリアを確認していないので意見を求められてもということでございますけれども、作業といたしましては11地区に策定しているマスタープランのエリアを基本としながら、変更のある場合は手続きをすることがあると認識をしております。地区検討会は毎回開催するわけでございますが変更が必要な都度開催するわけでございます。その場には地区の農業委員さんにもご案内を出しながら委員さんにも図面を確認していただきながら調整をするところでございます。今後につきましてもこのような形でマスタープラン、中間管理事業に伴う集積エリアの変更でございますとか、新たに追加することにつきましては、今のマスタープランを基本に変更していくものでございます。その際には農業委員さん方にも地区検討かに参画してご意見をいただくことについてはこれからも続けて行きたいと思っておりますし、手続きとしては、このような形で進めているところでございます。</p>
議長	<p>それでは、お聞きします。綱木委員。●●の認定農業者でありますけれども、この3名から出ている件については、住所は違いますが区分についてはどのように考えますか。</p>
25番委員	<p>25番綱木です。区分的には、面積的には点在するところはあると思います。●●●●さんについては●●ですし畜産を営んでいる方ですからいいですけども、同じ水稻を営んでいる●●●●さん、●●さん、私は皆まだ混在しているところです。しかし、それは区画整理地内はほとんど自動車で移動できますので、問題はないと思います。</p>
議長	はい。貴重なご意見ありがとうございました。その他ございませんか。
30番委員	はい。
議長	はい。30番。
30番委員	<p>議長。今の質問と私の言っていることは違っててずれています。実はなぜしつこく質問させていただいているかと申しますと、私のエリアで地域農業マスタープランの認定農業者のエリアが括られています、そのなかでリタイヤするという人が現れました。当然括っているわけですからその認定農業者が受け取らなければならない。それでその人に行きました。受け取れないということです。受け取れないとその人は地域農業マスタープランの経営転換協力金などもらえないことになるわけです。しかし、その人はリタイヤなのでどうにもならない。ということで、あなたは農業委員だから受け取れとなったわけです。でもそれは損害を与えることだなど思ったわけですけどもなんともならない。そこでこの度認定農業者として申請をしてなりましたけれども今回の変更の協議には案内がなかったです。そういうことがありますので、きちっと配分計画は吟味すべきだとマスタープランの作成変更については今後、誤っているのであれば正して、認定農業者以外の方にもご案内をして話し合いをしなければ本来のプランにはほど遠いものになるのではないかとということでお話ししました。</p>
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
事務局長	<p>はい。今、意見をいただきました。市のほうで中間管理事業の担当もございまして、意見を踏まえながら支援チームを開催し、地区検討会のあり方を検討してまいりたいと思います。</p>

22番委員	はい。
議長	はい。22番。
22番委員	はい。22番。新田です。賃貸料について聞きたいと思います。同じ●●であってもばらつきが見られる。●●の農業者から話されたのですが、農業委員会でも賃貸料は労賃などを参考に定めた方がいいのではないかと話されました。このことはあとで協議していただきたいと思います。それから、中間管理事業での貸借ですが●●の知人で貸すほうが1反歩あたり3,000円を出すというところも出ているということです。場所は●●から●●●●にいくあたりのところ。遠野市はずいぶん高いということ話されたこともあります。農業委員会で話し合うことが出来ないものでしょうか。意見です。
議長	それでは意見とします。賃借料について農業委員会で持つということについては難しいと思います。
22番委員	はい。
議長	はい。22番。
22番委員	はい。22番新田です。遠野市地域によって10アール当たり共済組合の共済掛け金いくらかと決まっている。そういうものも決まっているから、だいたいこのくらいにしたらいいのではないかとということを農業委員会で協議できれば良いのではないかと感じております。
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
事務局長	はい。賃貸借料につきましては、地域ごとの平均の実績をホームページにも公表しています。地域の状況によっても作業効率の面など様々な捉え方があると認識しています。
17番委員	はい。
議長	はい。17番。
17番委員	17番。北湯口です。今、国では賃貸料の廃止ということで地方に任せて地方の流れてきたことでやってきたわけですけれど、ここへきてやはり賃貸料の格差が非常に大きいものと思っています。例えばこのページを見ても1万2千円と2千800円です。いろいろな事情があってこのようになっているものと思いますが、ある程度の目安的な金額を考えていかなければならないのではないかとのお思いがします。この点についてはどのように考えていますか。
事務局長	はい。議長。
議長	事務局。
事務局長	先ほどもお答えしましたが、地域の状況によって様々でございます。米価の下落で賃料についても厳しいという声もあります。全国農業新聞を見ると賃料の平均を大幅に見直すという記事もあります。貴重な意見としてお受けし検討はさせていただきたいと思っております。
17番委員	17番です。先ほどの質問について、訂正させていただきます。賃貸料と申しましたが、小作料の廃止でしたので訂正します。

事務局 長	はい。議長。
議 長	はい。事務局。
事務局 長	わかりました。いずれにしましても賃料につきましては、検討をさせていただきたいと考えているところであります。
議 長	ほかに質疑ありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩します。 (休憩)
議 長	【日程第6】 会議を再開いたします。日程第6議案第25号農地法第5条第2項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農地係 長	はい。議長。
議 長	事務局。
農地係 長	議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 1番、●●町1筆944,956平方メートルのうち2,636平方メートル。借受人、●●●●●●●●。貸出人、●●町 ●●●●●。風況観測機設置のための3年間の一時転用の賃貸借でございます。借受人につきましては、風力発電事業のための風況観測機1基を設置しようとするものでございます。風況観測機1台につきましては、11平方メートルで設置という形でございますけれども作業道といたしまして3メートル幅の作業道を約1キロメートルに渡って設置するというので、作業道として2,625平方メートルを利用しようとするものでございます。借受人につきましては、●●市と●●町にまたがる山の風況調査を行う計画でございまして、そのうち1基が遠野に設置されるというものでございます。風力発電を行おうとするものでございますけれども、その調査のための一転用での計測ということでございます。設置される機器につきましては高さが66メートルの鉄塔でございます。各種センサーの稼動につきましては電池、バッテリーを用いて観測機器の稼動を行うということで電力供給のための電線等は引かれないという形になってございます。場所につきましては、国道●●号線の●●●から●●にかけての農道における最高地点の部分から●●に約1キロメートル入る混牧林地のところでございます。申請地につきましては、1筆94ヘクタールの一部に草地造成のための改良事業が実施されておりますことから第1種農地と判断しております。第1種農地の転用につきましては原則不許可でございますが、3年以内の一時的な転用であり、期間満了後につきましては、構築物の全てが撤去される計画であるということから転用に問題はないものと判断してございます。 2番、●●町1筆771平方メートル。借受人、●●市 ●●●●●。貸出人、●●町 ●●

7 番 委 員 議 長	はい。ありがとうございます。 よろしいですか。
7 番 委 員 議 長	はい。 そのほかございませんでしょうか。
議 長	(「なし」の声あり) それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり可と決することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可と決しました。
議 長	【日程第8】 日程第8、議案第27号平成27年度岩手県農業委員大会の要請議案についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係 長	はい。議長。
議 長	はい。事務局。
農業振興係 長	別紙、議案第27号平成27年度岩手県農業委員大会の要請議案についてということで、表裏印刷してございますが、裏の方がたいへん見づらくなってございます。何卒ご容赦をお願いしたいと思います。今後このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。それでは、農業施策の充実に関する要請議案ということで、平成27年度岩手県農業委員大会の要請議案につきましては、7月17日に開催された農政専門委員会、22日に開催された運営委員会を経まして、本総会に上程したところでございます。農政専門委員会におきましては似田貝委員長が報告したとおり活発な質疑意見が出されたところでございます。出された意見につきましては、要請文に反映しております。また、運営委員会におきましては、完結にわかりやすく今の時期に合った部分を反映した方がよいという意見がありまして文章を更に一部修正したところでございます。まず、一つ目の農業委員会制度・組織改革に関する事業では農業委員及び農業者の意見を反映した農業委員会組織の役割機能の確立を強く要請することとした内容でございます。二つ目の東日本大震災からの復旧・復興及び放射性物質による汚染被害に関する事項では経済的影響を受けた農家への所得保障を汚染及び風評被害が解消するまで国が責任を持って対応することを求めたものでございます。三つ目の基本農政の確立に関する事項(1)食糧・農業・農村基本計画の見直しに関する事項では中山間地域など地域の特色ある農産物の産地化に向けた農業施策の充実かつ強化併せて新規就農を含めた担い手の育成を行うこととした内容でございます。(2)新たな農政改革の実施に伴い講じられた施策の充実強化に関する事項では中山間地域等直接支払い制度の更なる充実強化を講じること。収入減少影響緩和対策を充実強化することを含めた内容でございます。(3)その他農業・農村の振興施策の充実強化に関する事項では有害鳥獣駆除の支援施策を講じる内容、新規就農者の確保及び集落営農組織の法人化などに向けての手厚い支援を求めた内容でございます。四つ目のTPP交渉に関する事項では生産者の生活を守るべく農業者の利益が守られない場合は、交渉から即時撤退を求める内容でございます。五つ目の特に県に要請する事項では、野生鳥獣による農業被害防止対策と併せ広域的に駆除隊を組織するなど徹底した駆除を講じることを求める内容でございます。なお、本議案の議決後におきましては、釜石市、大槌町、遠野市で組織します上閉伊地方農業委員連絡会において各市町から出された要請議案を取りまとめ、さらに調整が加わります。その上で、連絡会として岩手県農業会議に提出するという流れになっておりますことをご了承の上、説明いたします。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長	<p>はい。ありがとうございました。本案につきましては先ほど農政専門委員会で協議いただき、先ほど農政委員長から報告がありました。それでは、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可と決しました。以上、議案を終了いたしました。</p> <p>ここで10分間休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>【その他】 再開いたします。その他、委員の皆さんから意見・提案等ありませんでしょうか。</p>
30番委員	はい。
議 長	はい。30番委員。
30番委員	<p>30番佐々木です。今日、事務局長のほうから行事予定というなかにもあったわけですが、8月になって県外研修がございます。これは農業委員改選期の年に必ず毎回研修を行っておったこととございまして、遠野市長のほうでも改選したときに勉強して、良い農地行政をお願いするということと併せて農業委員さんが懇親を深めるという目的でもっての研修であります。ですから、予算は市長からいただく予算でありますので農業委員の皆さん全員が出席をしていただければ良いなと希望するものですが、出席状況いかがなんでしょうか。</p>
農業振興係 長	はい。議長。
議 長	はい。それでは県外研修についての説明をお願いします。
農業振興係 長	8月27日28日に企画しております県外研修につきましては、現在25名、事務局も含めて25名という参加で行うこととなっております。
30番委員	わかりました。
議 長	<p>そのほか、皆様から提案意見ありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	それでは事務局からないでしょうか。
農業振興係 長	はい。議長。
議 長	はい。どうぞ。
農業振興係 長	<p>それでは、皆様に一枚物でお渡ししてございますが、まず、平成27年度農地パトロールの事前調査についてという片面一枚物をお配りしております。その中身についてご説明をしたいのですが、図面の配布。航空写真に地割地番を記入がある図面これを11地区単位、各町単位で作成したものが農業委員さんの名簿の中の一冊上の方のところに置か</p>

	(「なし」の声あり)
議長	それでは、ないようですので農地パトロールについては終わります。その他ありませんか。
事務局長	はい。
議長	はい。事務局長。
事務局長	私のほうから冒頭に会長からお話がありました農業者年金事務処理遅滞につきまして、顛末についてのご報告をいたしたいと思えます。まず最初にこのような農業者年金農業者老齢年金そして死亡届、事務局では事務を遅滞したというふうな事態が発生したということにつきまして、事務局のほうの処理の不手際ということでございまして、担当者が事務を怠っていたということはもちろんのことでございますけれども、事務処理が担当者任せになっていた組織全体でこの問題解決にあたれなかったことにつきまして、非常に受給資格者にご迷惑をおかけしたという部分と地域の農業委員さんにご迷惑をおかけしたことにつきまして事務局一同でお詫びを申し上げたいと思えます。たいへん申し訳ありませんでした。つきましては、詳しい顛末をご報告いたしますが、それに関わって関係職員の退席をお願いしたいと思えますが会長いかがでしょうか。
議長	それでは、職員の退席を許可したいと思えます。
事務局長	それでは、ただ今から農業者年金事務処理遅滞についての顛末についてご報告をしたいと思います。まず、5月でございました。中旬から下旬にかけて、JAの各支店のほうから農業者年金の裁定等の手続きを行っていた受給資格者から、手続きを行ったけれども振込みがなされてない。どういうことだ。そういう苦情が集中しているということで問い合わせがありました。JAのほうからの問い合わせが非常に多かった訳でございますけれども、何故かといいますとご存知のとおり農業者年金につきましては裁定請求、死亡届について一番最初の受け窓口がJAの各支店になるというところから、各支店からの苦情が相次ぎ、そして、受給資格者本人からも多数、農業委員会に苦情が寄せられたところでございます。それでおかしいなということで調査したところ今年の9月から今年の3月までの期間に提出されました老齢年金の裁定請求11名分そして死亡届18名分合計29件が本年の6月末時点で受給者に未支給であったという事務処理の遅延が発覚したところでございます。また、担当者が携わっておりました平成25年12月から本年6月までの5月までに支払い済みの件につきましても調査した結果、農業委員会で受付してから支払いになるまで6か月以上要したものが老齢年金裁定請求10名分死亡届4名分合計14件ということが発覚いたしまして、事務処理遅延が慢性的に繰り返されていたとうことでございます。6か月以上ということで申し上げましたが、4か月3か月以上となりますと20数件にも上るということでございます。それについて、このような事態は当然事務局としては苦情が殺到いたしました5月に早速処理を急ぎまして、今、農業者年金基金の方に書類はほとんど送付済みございまして、処理にかかっているところではありますが、6月末時点における未支払いの件数につきましては、老齢裁定請求が11名、旧制度、新制度があるわけでございますが、5名分が重複してございまして実質的には11名分でございます。また、死亡届18名分でございます。実質は20名ほどありましたが、そのうち2名分は支給が生じない方でございまして、支給が生じる方で未支給だということについては18名分ということでございます。そして、実支払いについての処理状況でございます。先ほども申し上げましたが農業者年金基金への送付等の事務処理を急ぎまして不足書類等が生じまして基金から戻されるものもございましたが、現在、処理中のものもあるものの8月中には支払いが完了するよう進められております。7月に支払い済みになりましたものが、老齢裁定請求が4件、死亡届が8件、8月中の支払い予定につきましては、農業者老齢裁定請求が7件、死亡届が10件でございます。これにつきましては、昨日までの農業者年金基金へ処理状況について確認したところこのような確認がなされたところでございます。未支払いの受給資格者への対応でございました。未支給であります市内在住の29名中27名の受給資格者に対しましては7月3日から9日までの間、経緯等説明しながら謝罪にまわったところでございます。なお、市外在住である2名の受給資格者につきましては7月10日13日に電話にて経緯の説明等を行い

まして併せて謝罪を行ったところでございますが、謝罪文はご本人あてに送付しているところでございます。この件につきましては、7月2日に緊急に運営委員会を開催いたしまして、この件についての報告、そして対策について協議いただきまして、7月3日即謝罪に歩くということで決定をいただき、即日から謝罪にまわったところでございます。この原因でございますが担当者が平成25年12月からこの業務を担当してたわけでございますけれども制度を完全に熟知していないところに様々な届出のケースの対処、加えましてJAからの届出が集中し、それら届出を未処理のまま机の中に長期間に亘りしまいこんでいた。そして苦情が来てから数か月分まとめて処理をする。その繰り返しを行っていたところでございます。さらには基金に進達した書類が、ほとんどノーチェックで送っていたものでございますから、戻される数が増えたということに混乱をいたしまして、ますます事務処理が遅れるという原因になったところでございます。裏面のほうにまいります。今後の防止策でございます。このような事態を引き起こした直接の原因は担当者が事務処理を怠っていたということはもちろんでございますが、事務処理が担当者任せになっていたこと。組織全体で問題の解決及び全体の業務推進のフォロー体制ができていなかったということであると分析してございます。今後このような事態を引き起こさないために組織としての業務体制の再構築を次のことを基本としながら検討し今後防止策ということで構築していきたいというふうに考えてございます。まず一つ目につきましては、農業者年金の受給資格者からの届出につきましては、JAから農業委員会と順番になるものですから、JAとお互い情報を共有しながらチェックする体制を検討するというところでございます。今回多かったのが添付書類の漏れ、そして、記載漏れが非常に多かったことからJAさんにも協力をしてもらいながらチェック体制とチェックをお願いしたいということで、このことはJAのほうにもお話しいたしましたしJAと勉強会をしながら体制を作り上げていこうとお話しをしているところでございますし、また、体制についてでございますが、担当者同士のみならず双方の課長級がチェックする形を構築するというところでございますが、当然、最後は担当課長、JAさんにおいては支店長、統括部長までの決裁をもって進達というふうになっているわけでございますが、JAのほうから裁定請求、死亡届が来る際には直接JAさんから所属長であります私のほうに直接もらって、そして、私のほうでもチェックする体制をという部分でこれについてもJAさんとお話しをしているところでございますし、また、農業者年金基金への書類の送付の受けそして基金での書類状況が確認できるシステムが基金のほうから担当者の業務用パソコンに許可をもらってインストールしておりますけれども今担当者のパソコンのみということでございますが、これについては、事務局長である私、そして、次長なり他の職員の業務パソコンにもそのシステムをインストールを行いながら複数体制で業務の処理状況の確認を行っていくという体制で望みたいというふうに思います。このパソコンのインストールにつきましては概ね農業者年金基金からの許可をいただいているところでございます。正式に農業者年金基金からの通知が来て、これから手続きを行っていくことになっておりますので、これについてはそのような形で今後このようなことが起こらないように体制を作り上げていきたいということでございます。以上でございます。以上が事務処理遅滞の顛末でございますが先ほども申し上げましたとおり、農業者、受給資格者に多大なるご迷惑をおかけしたということにつきましては、今後このようなことが繰り返さないよう気をつけて参りたいというふうに思いますので、事務局といたしましても改めてお詫びと顛末についてのご報告をさせていただきます。

議

長

あと私からですけれども、苦情が来た部分については直接農業委員会のほうにも来たそうなので、そのときたまたま●●の方だということで聞いたところなんです。そして、私の同級生だということで、私も謝りにいくかということで聞きましたならば、局長は、いいよということで、ただ、1件苦情があるということは、更に後ろにあるんじゃないかという部分があって、いろいろ苦情が来て全部で29件になった訳です。私としてもそれは良くないということで直ちに該当の農業者に対して、謝って歩くようにということで謝罪文、私名で出しましてみなさんから説明させて、遅れてすみませんでしたということと。また、金銭的には例えば少なくとももらうとかももらう部分がもらえないということにはなかった訳ですけれども、ただ、みなさん楽しく年金もらっているんですけれどもこの時期にももらえるという待ち望んでいるわけです。それが遅れるということは非常にそういう部分の楽しみ部分がなかったわけですからそのへんについては非常に残念だなと、そのように思います。また、私のほうの対応としては、今、市長いないんですけれ

	<p>ども今朝、副市長のほうに行って謝ってきました、いろいろとアドバイス受けましたし、また、今月の28日に市議会議員の全員協議会がある訳ですけれども、そこにも行って私と局長が行って議員の皆さんに説明し謝って来たいと、そのように思っております。本当にいろいろと皆さんにはご心配ご迷惑をおかけして、すみませんでした。</p>
議長	<p>それでは、このようなことがありましたので、皆さんの率直にこのようにしたら良いのではないかと、あるいは、どうしてこうなったのか。と、いうことがありましたら発言願います。</p>
22番委員	<p>はい。会長。質問しても良いですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
22番委員	<p>22番新田です。私は初めて聞きました。これは農業委員会で一応協議したということですが、私自身は初めて聞きました。運営委員の方々はわかっているということ。今初めて聞いて、まごついています。大きな問題なのか小さな問題なのか、ちょっと判断しがたい。これからの反省の部分は、こうしますということを局長が話した。2つに分けて話すと、ひとつは、起きてしまったことをどうするか。これはやはり協議する必要がある。会長の意見を聞きたい。というのは、事務局は事務局のほうで、市役所の判断があると思う。会長の考えは、どのようにしたい、どのようにもっていきたいのか、そのあたりを聞かせてください。</p>
議長	<p>7月2日に運営委員会を開き今後の対応策をとった部分については、やはり、受給資格者に申請につき一人ひとり謝らなくてはならないと判断しました。そして、受給の遅れに伴う損失については有無を調べて、この部分までを受給者に対して説明をして歩くのが一番であるということで進めてきました。そして、今後の対策として、平成25年12月から事務をとっているわけですけれども慢性的にまとまった時点を出しているという部分については、厳重な処罰が下されるだろうし、私としてもそれは真摯に受け止めなければならないと、反省しています。</p>
22番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。22番。</p>
22番委員	<p>職員の不始末については、農業委員の私達は関係できない。このことは市役所の幹部職員のほうで関係するのでしょうか。問題は受給者に対する文書を持って謝罪に歩いたと聞いたのですが、本来であれば、今考えてみるとたいへん大きな問題であると思います。そうすると会長自身が未払いの方に行ってお詫びするとかという考えはありませんか。</p>
議長	<p>今のところはありません。既に私の文書で皆さんに謝っておりますし、数名の方は怒っていたということですが、説明に了解してもらったそうです。私としては1件1件まわることは考えておりません。</p>
22番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
22番委員	<p>考え方として、私、直接、急に、初めて聞いたわけですが、時間が経っていくにしたがって、大変大きな問題だと思いますが、会長は、未払いに対して1件1件歩かないという考えを持っているようですが、会長はどのように考えた。そしたら、代理に聞きたいのですが、代理はどのように考えていますか。</p>
会長職務代理者	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>実は、運営委員会に集まるようにと通知を受けまして、初めてこの内容をお聞きしました。ところが、私の近くの方が農業者年金が来ないと。いやいやそのようなことは来ないです。来るはずです。と、言っていましたけれども同級生から聞いたようです。来ているかと。そうしたところその同級生は来てないということが発覚いたしましたから、即、その家を訪問いたしまして、お詫びをいたしました。お詫びをしたのですけれどもその方については、5月に受給になる予定であったが来ないので予定が狂ったと。支払い等ですね。確かにそのとおりたいへん申し訳ない。早速、事務局に行って原因を追求して、即、手続きが済んでなかったならばやるようにしますということで事務局に出向いて聞いて、再度、遅れてましたということでしたので、本人に行って説明をしたところ、頼むということでした。これは、私も退職して年金の受給月というものを心待ちにしておったし、予定も組んだ経緯もありまして、たいへんなことをした。損害を与えたなということから、なんとか、農業委員会をきちっと改革して農業者に認められるような農業委員会にしたいといしから所信表明をして会長選に立候補した経緯があります。が、このような事態を生じさせてしまったということについては、心苦しく深く反省をいたしているところでありまして、私も進退についても自分自身では考えた経緯はあるところでもあります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。そのほかありませんか。</p>
<p>22番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>22番委員</p>	<p>議会で報告することになるそうですが、大きな問題になると考えるのですがどうですか。局長そのへんについて教えてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先ほどの顛末の報告の部分で、ご報告を申し上げれば良かったのですが、この報告に付け加える部分がありましたので、付け加えさせていただきたいと思っております。なお、この件につきましては、6月18日に市長のほうに苦情メールが1件届いております。市長のほうにも当然同様なケース報告はしてございました。そして、本総会に報告。本案件が騒動となったのは5月10日が支給日ですから、それ過ぎの5月半ばから下旬ごろであったわけですが、いずれにしても早く事務処理を急がなければならないと。では、遅れている方々へも早く対処しなければならないというようなことで、件数等どのような状況になっているのか調査に時間を要し、その結果、このような件数になったということでございます。運営委員会は早急にお願ひしまして、その場では、とにかく対処方法をどのようにするか、対応を検討していただいた。いずれ本人それぞれに謝って歩くのが優先されることだろうということで、先ほども説明したとおり7月の上旬に一週間かけて歩いたところでございます。この件については、先ほども申しましたとおり市長にも報告しておりますし、そして、職員の処分については総務のほうと協議をしているところでございます。受給資格者に多大な損害を与えたと、ただし、受給額につきましては遡りの支給がされますので損をするということではないのですが、先ほど代理が申しましたとおり、当てにしていたものを先延ばしされたことで、かなりご迷惑をおかけしたものでございますので、これについては、やはり議員にもしっかりと説明しなければならないだろうということで議会のほうへの報告ということで踏み切ったものでございます。かなり大きな問題であると認識しているところでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>確かに岩手県とか他市町村で不祥事が発生しています。手続きをしないで市民に損失を与えている。そういう件については新聞記事になるとか、ニュースになるとか、そういうことは多分にあると、そのように思います。やはり、7月2日の運営委員会のときに市内の方々にまわって歩くというとき、会長も同行したほうが良いのではないかと話し合ったわけですが、事務局のほうで、事務局長と担当の2人で行くということで文</p>

	<p>書としては会長名で出し皆さんに謝罪して歩いた。私は3月から会長になったわけですが、農業委員だよりのなかでの決意表明でどうしても事務局の連携は非常に大事です。一番、事務局が窓口となり農業者と接する機会が多く、担当者の充実ということをお話しているわけですが、事務局がなされなかったということについては非常に残念であるし、また、今後そのようなことがないようにしっかりと肝に銘じて皆さんとチェック体制をしながらやっていかなければならないと考えております。</p>
4 番 委 員	すみません。
議 長	はい。4番佐々木さん。
4 番 委 員	我々、農業委員は、これから農業者年金の加入推進とか、そのような仕事がたくさんあるわけですが、今回の事案を踏まえて、簡単に言えば、そのような方々にも聞こえていくこともあると思います。農業委員としてそれを説明して加入促進を進めていくのかとか、推進の仕方とか、事務局なり運営委員会なりでも検討して委員に説明していただければと思います。
議 長	農業者年金の加入のやり方は非常に難しくなっています。保険料払う部分についてです。難しいのに入ってもらって何十年か経って手続きするときに、このような行為が起きるとなると、なぜこのようなことになるのかと農業者は思うのですから、たいへんなことであると。このような不祥事が起きると。やはり、このような事件に対してはみんなで誠意を込めて説明するしかないでしょう。どうしても事務的な内容、事務の充実を図っていかなければならないと考えています。
事 務 局 長	はい。議長。
議 長	はい。
事 務 局 長	農業者年金の加入促進につきましては、8月総会終了後に推進会議を開く予定にしております。佐々木委員おっしゃるような形のおりかなり加入促進に影響があると心配している部分でございます。ですから、来月の加入促進会議までにはJAさんともお互いに話し合いをしながら、どのような形で進めていくかを協議していきたいと思っております。
7 番 委 員	はい。
議 長	はい。佐々木委員。
7 番 委 員	はい。新田佐悦委員の憤りや今後のことについてのお気持ちは、新田佐悦委員のみならず、全委員さんが感じられていることだと思います。また、佐々木委員さん先ほど言いましたように年金加入に向けてのあり方についても不安な部分もお持ちのこととは思っています。先ほど、事務局、会長からご報告がありましたとおり28日に議会に行きまして報告謝罪等がある予定です。そちらの議会の議員の意見などを受けて今後の農業委員会での進め方、この件についての進め方については、時間を空けずに検討していくことが必要であると思います。情報を共有するという意味では、この件に関して、ことがあったということは次の総会を待たずして書面なりで知らせるとか、集まらなければならないのであれば集まりを持っていただいて、進捗状況や経緯、経過報告さらに検討していくという方向付けで持っていくしかないかと私は思いますが、どうでしょうか。
議 長	はい。確かに市長や議員の先生方に28日に陳謝に行くわけですが、その報告をしたいと思っております。やはり、皆さん誰の責任かという部分も無きにしても非ずなわけですが、情報は共有しなければならないと思いますので、運営委員会としては農業委員に知ってもらって、知らなかったということがないように、このようなことは隠さないで皆さんにお知らせはしたかったということで、総会終わってからの話し合いとなっています。
1 番 委 員	はい。

議長	どうぞ。
1 番 員	<p>1番。菅原です。2日に運営員会で3日から説明に入ったということですが、本来であれば、運営委員会に説明した後、即、農業委員の皆さんの全員協議会でも開催してですね報告すべきだったのではないですか。今日の総会終わってからの報告というのは、本当に事務の怠慢だったと私は思います。これは本当の不祥事で、事務の遅延の原因を書いていますけれども1年半に渡って遅れてきているわけですね。慢性的に。それをこの総会での報告というのは本当に私は残念でなりません。もっと早くすべきではなかったのかな。と。農政専門委員会も17日に行っておりますが、そのときにも一言もなかったわけです。もう既に該当者には報告している報告なわけです。もう少し早くやるべきだったと私は強く思います。</p>
17 番 委員	はい。
議長	どうぞ。
17 番 委員	<p>17番の北湯口です。今おっしゃったのは正にそのとおりでと思います。はっきり申し上げまして農業委員会全体の問題だと認識しております。個人の問題ではないわけです。先ほど会長が言ったのに私は疑問を持ちますけれども、誰の責任じゃないと考えているとこういうことが出てくる。責任をとるとかとらないという問題ではなくて責任というものはしっかりとここにあるのだという見方をしていけないと、こういう問題はなくなれないと思います。ここが大事です。過去にこのような例はございませんでした。そして私が会長させていただいて職務代理である佐々木氏が事務局という体制でやってまいりました。例えば農業者年金或いは新聞の問題、或いは家族経営協定に関しましては、その節、その節で厳しく二人でやってきました。厳しい人間関係からは厳しい仕事が生まれてくるのです。このように私は最近感じて来ているのです。会長が先ほど言っておりましたけれども所信表明があったはずですが。この中で、組織を変えていく。という思いで会長になられたわけですから、是非そのことを前面に出していただいて、このようなことがないように。これは農業委員会全体の問題と考えたので私はここでお話ししたいと思います。これまで古い委員さん方ともご勇退された委員さんのおかげで遠野市農業委員会は岩手県ナンバーワンの農業委員会です。全国でも上位の農業委員会です。やはりこの形を下げるわけにはいかないと私は思います。今、新たに会長になられた山崎会長がさらなる新しい気持ちでもってぶつかっていくことが後世に繋がると思いますので、是非、そのところを深く思ってくださいまして、また、10数名の方が会長に投票されたわけです。その方々もせっかく会長に選んだわけですから、やはり、いろいろな意見を出して、会長を支えるべきだと。我々は関係ありませんというわけではありません。ですから、是非全体で会長を盛り上げ、そして、今回の問題は真摯に受け止めて反省をし、最終的に農業委員会は農家の人たちは事務局ではなく農業委員さらには会長とで。農業委員会は会長だと言われる。ですから、会長は各家はまわるつもりはないとお話をしましたが、真摯に受け止めるのであるならば、やはり、農家をまわるべきだと私は考えます。起きたことは、これをスムーズに解決するということだと思えます。我々全体がこの責任を負わなければならないということを肝に銘じておかなければならないものと考えています。今後どのような流れになるかはわかりませんが、我々一人ひとりの問題であると捉えて行きたいと思っています。最後になりますが、もっと早く知らせていただきたかったと思っています。</p>
17 番 委員	はい。
議長	どうぞ。
7 番 委員	<p>北湯口委員さんの前会長の今の意見は、ごもっともな意見だとは思いますが。問題の背景を考えますと、担当職員が25年12月から業務担当を受け持って、表ざたになったのが近々な5月にでたということでありまして、水面下では苦情が遅延のクレームが来ていたものと捉えるのです。言い方が良くないのかもしれませんが、その当時の会長が北湯口会長であったのです。何が言いたいのかといいますと私は会長の業務内容もこれを機に見直していく必要があるのではないかとということです。例えば事務局長だけで裁決な</p>

	<p>っていたところを会長自ら目を通して業務内容の進捗状況を確認するというところまでなど、現在やっているのかもしれませんが。最終的には今回の件を受けて、そういったところまで業務内容に入れていく必要があるのではないかと思います。</p>
17番委員	はい。
議長	はい。17番。
17番委員	<p>言い忘れた部分を修正させていただきたいと思います。25年の12月からですから私が会長をやっていた時からでした。先ほどお話ししたいと思っておりましたが抜けてしまいました。と、いうのは、その前までは、このようなことがなかったので私は安心していただいていると思います。ただ、担当者が変わったからこのようなことが起こってしまった。ただ、以前に担当者には農業者年金というのは大事だから一生懸命やって欲しい。大丈夫かどうか。ということ常々話しており、大丈夫だと報告だったもので、私は安心して体はあります。先ほどはこの体制のせいでの責任のような話しをしてしまいましたが私にも責任はございます。それだけはこの場で示しておきたいと思います。やはり、チェック体制の甘さがあったということは反省したいと思います。私自身としましてこの部分を見逃してしまったという責任があります。その点に関しましてはお詫びを申し上げます。たいへん申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>私は3月から会長になり、非常勤ですけれども週に2日事務局に行って決裁或いは情報共有という部分で運営しております。逐一局長とは対話しながら一週間の予定や一週間の反省をしておりましたけれども、やはり、局長も私も知らないことがあった。このようなことがないように肝に銘じておりますので、今後このようなことがないように全員で実行していきたいと考えております。最高責任者は私ですので、農業委員会は独立した行政機関でありますので独自の多種多様なやり方がありますので、農業委員会としてこれから運営していきたいと考えております。どうしてもこのような問題が起きますと慎重になりすぎまして、まず農業者を守ることが大事と考え謝罪にあるのが先決だと進み、皆さんに報告が遅れたということは私は本当に申し訳なかったと考えております。いずれ、このようなことがないように一生懸命がんばりますので、皆さん今後ともよろしくお願ひしたいともいます。以上です。</p>
19番委員	はい。
議長	19番委員どうぞ。
19番委員	<p>19番小向幸子です。起きてしまったことをなかったことにするというのはできないことです。恵美子さんが言われたようにこれからのこというのも実際問題としてみんなで考えていかなければならないことであって、これから事務局を含めて会長さんとかで議会とか市長さんとかに説明するというですけれども、この防止策についてということで活字にしています。このような流れでと出ていますけれども、もっと具体的にこういった書面をもって情報を共有するとか絞り込んで防止策に繋げていったら良いのではないかと私は思います。</p>
議長	貴重な意見ありがとうございました。
10番委員	はい。
議長	はい。10番委員。
10番委員	<p>10番奥友です。今、小向さんも話したのですが、今後の防止策のところでは、また、起きると思います。去年の3月まで40年以上サラリーマンをしていて役職にもそれなりに就いていたのです。スタッフのミスもありました。一生懸命やりますと言うのです。一生懸命やっている。やるのですが、どうしても得手不得手ということが人ですからあります。やかましく厳しく言っているだけではダメなのです。下手を</p>

すると潜ってしまう。場数を踏み潜ってしまうと見つけるのが大変になるものです。もっとシステムチック的に実施しないとだめだと思います。例えば業務を個人の業務用のパソコンに入れて、のぞけるようにしましょう、うんぬんが書いてあります。そうではなくて例えば、部、課、その担当の機器に共有サーバーを作ってそのサーバーに誰でも入ることができるようにするなどの方法があると思います。経費がかかるので簡単ではないでしょうが。農業委員会だけで話しても仕方がなくて市役所全体のもっとシステムチックな話しになると思います。そのようなことを考えてシステムチックに防止策を考えると。担当者の業務というものの業務スケジュールは作っていますか。そのルーチン業務について、その人の一日の業務の何割がルーチン業務なのですか。何パーセントは飛び込み業務ですか。その人、一人だけ主としてやらせているのですか。そうではなくて2名或いは3名でグループを作って、それを共有かけて互いに、私はこの業務を主にやり、あなたはサブで実施しますとか。そのような業務のまわしをシステムチックにやるとか。ここ3、4年のところで業務の見える化とか企業も役所もいいますが、見える化というのは外部に見せることではなくて情報の共有ということで、きちんと必要です。そうでないと、いくらJAと事務局の課長がチェックしますと書いていますが、チェックできないです。実際にその課長や部長を経験してみてもやろうと思ってもできないものです。せいぜい実行しようとして担当者から聞き取りそれをチェックの代わりにして形骸化してしまう。ということがあります。起きたことは起きたことできちんと対応するのですが、これからのことは、もっと、不具合を全部だして、そして、いろいろな人の知恵を借りて再度業務をやらないと、また起きると思います。この程度のことでは、もっと具体的にやらなければだめだと思います。立ち入りすぎて申し訳ありません。

事務局長

はい。

議長

はい。

事務局長

ワンペーパーにまとめるため、方策ということで記入しました。当然、JAさんとの関わりについても連携をしながら。内部につきましては、基金のシステムは業務用パソコンにと簡潔に表記させていただいたものです。これだけではありません。これだけではなく防止策を考えています。具体的にJAさんもどのような形で情報共有をしながらということでもありますとか、システムをどういう形で動かしていくとか。さらには先ほど来お話しした担当職員の（聞き取り不能により記載省略）。もっと具体的にしていかなければならないと認識にはおるところでありますので、そのようなフローを確立させて、同じようなことが二度と起こらないように防止策を確立させていきたいと考えているところでございます。

30番委員

はい。

議長

どうぞ。

30番委員

会長ちょっと甘いと言われながら、運営委員会で申し上げさせていただきましたが、認識が甘い。そう思わざるを得ません。先ほど菅原委員からお話しされましたが、私もここで反省しました。まず、こういう事態が生じてしまった。全くの信用失墜行為なのです。農業委員会の。農業委員に対する。この平成14年1月に旧法の農業者年金が破綻をした。そして新法に。この農業者年金制度は不信感のなかから加入する人が極端に減ったのです。これを立て直してくるのに今まで時間がかかったわけですが。せっかくここまで来たときにおいて、受給できる権利者が年金が入っていない。その騒ぎは広がっています。そうすると佐々木委員も言いましたけれどもこれから入りませんかと言っても、このようなことがあったということがまわっておりますので、非常に今後農業者に対する不利益を持たせたことに重く今回の事案を受け止めています。信用失墜行為とあわせて農業者に対する不利益を与えてしまったことについて深く重く受け止めているところであります。事務局長はJAと話し合いをするといっておりますけれどもJAに対しても迷惑をかけたわけです。それはなぜか。JAに農家は年金が来ないということだと行く訳です。JA職員からはこう言われました。農業委員会もずいぶん落ちたな。年金のことでこのようなことになっている。随分騒ぎが起きている。今までは

	<p>なかったな。と言われたときに、ショックでした。農業委員会はず、JAに行ってお詫びをするべきだ。会長行けないとしても私も行きます。そのような行動をとらないと職員も意に感じない。いわゆるまたなんとなかるといふ思いになる。ここで思い切つて、腹を切るつもりで対処していかなければいけない。ですから、私ははじめをつけないければならない。これは職員に対する、または、役職にある者についても、どうすべきかと今後運営委員会の中で話し合っていかなければと思います。総会を遅くした件については、全く恥ずかしかつたと考えています。最初に私も提案させていただいたのは損害を受けた農家をまわることだと、そういうお話しをさせていただきましたので、まさか隠すつもりはなかつたと思ひますけれども、このような事態、確かに農業委員さんに最初に知らせるべきだつたと反省をしております。たいへん申し訳ありませんでした。</p>
14番委員	はい。議長。
議長	はい。14番委員。
14番委員	7月2日に運営委員会を緊急に開催したとのこと。その時の話の内容はどのような話しをなされたのか。それから、7月2日に運営委員会を開いて今日の総会な訳です。もう20日以上経っている訳です。その運営委員会で総会のときに話そうと決定になったのですか。そこを確認したいです。
議長	7月2日の運営委員会については、手続きをしていないものが何件あるかという部分についてを探り出す。その後において局長と私と職務代理等と集まって、まわつて歩いた人たちの情報、納得していただけなかつた人の有無などを聞いて、7月22日に運営委員会を開きました。これについては、今日の総会において委員全員に共有しおかなければならないということについて、話し合いをしたものです。おおよそ処理の期間について目途をつけたもので、今日の総会に皆さんのおっしゃるとおり手続きは済みました。ということで報告したものです。
14番委員	そうなりますと、会長が知つたのは運営委員会7月2日ということですか。会長が事実確認をした日はいつなのですか。
議長	上閉伊地方農業委員会連絡会のときです。
事務局長	6月中旬です。
議長	20数件あるというのは、6月中旬に知りましたが、私の同級生の方の苦情で5月に聞いておりました。このようなことがあるということになると、ほかにもあるかもしれないということで、局長に話しをしていました。その後電話やメールが入りました。局長に調査の指示をして調査をしたのが6月中旬過ぎ、調査結果をまとめたのが7月2日となっています。
14番委員	事実が発生した日から期間が相当経っています。その期間が経過したものに対して、まして、市長にまでメールが入つたということですから、市長にメールが入つた時点で運営委員会も大事でしょうが、まず、臨時総会でもいいでしょうから、その場で、まず、話しをするべきだつたと思ひます。そのために会長が知つた日はいつなのか、職務代理が農協さんに行つて確認した結果、このようなことであつた。など、話しはしていますが、その経過が全然なくて今日の総会の議題になつたものですから、そこを整理していただければわかりやすいと思ひます。市長が最初に知つたのか会長が先に知つたのかがわかりません。
22番委員	そのとおりです。私は今日初めて知りました。
議長	私のほうが市長より先に知つていました。局長から聞いていました。
14番委員	ですから、その経過がわからないので、経過の日程的なものや行程的なものでもよろ

<p>事務局長</p>	<p>しいので、教えていただかないと、もう、発生した事案ですので、今後どうするかだと思います。その点を整理していただければありがたいと思います。</p> <p>私から申し上げたいと思います。この件につきましては、ご報告のとおり5月中旬から騒動が始まりました。実は会長が冒頭にお話しした1件は3月頃にわかっていました。1人の方でしたので直接訪問して、謝罪して来た訳でございます。1件が遅延していたもので残っているものはないということだった訳でございます。それが5月にこのように騒動が始まって、何件あるのだと調査をしたところでございます。6月初旬には20数件があるということを確認しましたので、その時点で会長には報告はしておりました。はっきりとした件数は事務局でも担当から机の中から出させたりして調査をしていたのですが、そのことに時間を要してしまった部分はありました。市長にメールが来たのは6月18日でございます、その連絡を受けたのが6月23日でございます。会長に市長にメールが来たことを正式に報告したのは先月25日の総会終了後に報告しております。その後に対応策ということで7月2日に臨時運営委員会をと。都合がありましたので7月2日と日程を組み協議をしていただいたところでございます。このような事案のため、どのくらい遅延件数があるのか調査に時間がかかってしまいました。はっきりとした時点で公にしなければならぬと考えたところでございましたが、職務代理からお話がありましたけれども、運営委員会では、ご迷惑をかけた方々に謝罪説明しに訪問することが先決であるとのことで次の日から謝罪説明に専念したこともありまして、農業委員の皆さんへの報告がだいぶ遅れたということについては反省をしているところでございます。申し訳ありませんでした。経過については、そのようなかたちでございます。</p>
<p>14番委員</p>	<p>あと、一つだけ。これは会議録に載りますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>載ります。</p>
<p>14番委員</p>	<p>はい。わかりました。</p>
<p>15番委員</p>	<p>はい。いいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。15番委員。</p>
<p>15番委員</p>	<p>はい。15番です。流れを聞いておりますと、一番残念なのは、我々に知らせるのが遅れたことです。なぜ、その1人の方が3月頃年金がおかしいぞというときに、なぜ、危機管理をもたなかったかということです。その時点である程度動いていれば、何らかの形で。調査まともしてからみんなに知らせるといふ以前に、いろいろ地域で不祥事が発生している。そのときにどのような対応をしたかということが問われるのです。その前に我々に知らせるのが必要でしょうけれども、なぜ、情報があつたときにそれを信じて、悪い言い方をしますとその方は勘違いをして年金が入ったのか入らなかったのかわからなかったのではないかと。安易な気持ちで進めてきたとすれば遅れてくる。そして、また、問題が届いた。と増えてきて、やはりおかしいとなると、始動が遅かったのではないかと一番残念だと思っています。最初に、3月頃に、同級生でも隣人でもいいのですが、年金についての情報があつたときに実際動いたのですか、動かなかったのですか。その人の勘違いであつたという安易な気持ちでできたことが今日までいたつたのか、そのあたりのことが私は農業委員会の一員として残念です。なぜもっと早く対応できなかったか。対応すれば食い止めることができるものも、あるいは、我々が対応した流れも見方が変わってくると思う。そのあたりについて、はっきり、いつ頃、最初にどなたがこのような年金について情報を把握して、それに対して、どう動いたかということを確認したいと思います。いずれ起こってしまったことについては、我々一人ひとりが責任を逃れるのではなく、誠心誠意をもって対応していかないと、私は本当に信頼を失った、それも人生のことですから、我々のこれからの事業を進める場合にたいへんなことだなと個人的に強く感じています。最初の発覚とそれに対してのどれくらい危機意識をもって動いたか。そのあたりがかなり大きな問題ではないかと思っています。そのあたりを教えてください。いつ頃わかってどう動いたかということです。</p>

事務局長	はい。議長。
議長	はい。
事務局長	<p>まず、去年、現況届けがあるのです。6月末までに現況届けを出してもらおうこととなっています。この現況届けが大部、送らないでロッカーの中に保管されていた。という事態があったのが一つでございます。このときは、担当者本人が送ったということでした。書庫の中に入れていたものが無くなったことを確認したので、送ったものと確信しておりました。別なところロッカーに移動させていたということがありました。それを送ったのが11月頃という去年の案件がありました。そのときも現況届けがまだ出されていないという通知が来ているけれどもどうということだろう。という問合せが農協さんから受給者本人からも問合せがあったことは事実でございます。そのときは大至急、送らせておりました。基金の方には送ったものを確認しましたが、その裁定請求、死亡届けがこのような形で出されていなかったということを私のほうでもつかみきれていませんでした。3月の末に先ほどの上郷の方に1件、このような苦情があったものです。そのときは、これを含めてあと2件程あるとのことでした。この件については送ったことを確認しておりましたが、今回、29件ということで、このところまで私の方で把握しきれていなかったということについて、私の管理事務のミスということでございまして、遺憾なことであると感じているものでございます。</p>
15番委員	はい。
議長	はい。
15番委員	<p>去年から心配な状況であったということですね。それを今年まで何も手を加えないで来たということになると思うのですよ。そして、文書を発送する場合には、決裁をもらって出しますね。それはやっていますよね。それが組織ですよ。さらにその担当者の行う任務というものが有りますよね。この時期には、このような仕事があるということ。を当然わかっていると思うのです。同じような手続きの中には何年かに1度というものもあるとは思いますが。それすらを全くしなかったということですね。ですから、この時期の仕事をつつまでの期限の文書があるはずだという。外部からも入ってきますし、文書は回覧しますよね。回覧しないのですか。回覧するのであれば届いた文書をチェックして担当者にやって担当者がいつまでに出さなければならないということを最後に把握して決裁すると思うのですが、それはありますよね。どの部署も。我々はそれをやってきました。それが基本だと思うのです。それすら欠けていたということになるのではないのでしょうか。そのあたりの仕組みはどうなっているのですか。個人の職員を責めても仕方が無いことですが、私はそのシステム自体がかなり不安を生んできているのです。去年からおかしかったのにもかかわらず、今、7月に我々に報告しましたというのも。農業委員会だけでなく市の組織がそのような形なのであれば、皆さんも心配だと思います。たまたま、金銭に関わることですから大きな問題になっていますけれども。そのあたりについてはどうでしょう。</p>
事務局長	はい。議長。
議長	はい。
事務局長	<p>決裁については、担当者から最後に所属長で市の部門によっては異なりまして課長、部長が決裁する。必要に応じては市長決裁するというかたちで決裁は行われております。文書の收受については本来であれば所属長が受けて担当者に渡すのが本来だと思います。ところが、文書、郵便を受けたものが直接担当に渡すという仕組みになっていた部分もありますので、この部分についても改善の一つであると思います。今までは郵便物は直接担当に渡っていた経緯があります。</p>
15番委員	はい。
議長	はい。15番。

15番委員	はい。15番です。そうすると文書の受付台帳もないということですか。本来であれば外部からの文書は受付台帳にどこからいつこのような内容のものが来たということが全部書くものです。
事務局長	はい。文書処理簿、文書受付簿があります。それに記載するようになっております。
15番委員	はい。
議長	はい。
15番委員	それが、農業委員会では行っていなかったですね。直接個人に文書を受け取って文書を配る担当者が個人に来ましたと渡せるということですね。事務局長もわからないで個人的に処理されている内容がたくさんあるということですか。そのあたりいかがですか。
事務局長	はい。
議長	はい。
事務局長	そのようなことがないように気をつけているところでございますけれども、帳簿は、文書受付処理簿、発送したときの簿、これは毎日私が確認して決裁を行います。そのようなことがないように気をつけているところではございますけれども、実際には担当のほうに文書が行って未処理のまま放置されてしまった。今回はそのようになってしまったということでございます。
12番委員	はい。
議長	はい。12番。
12番委員	はい。12番佐々木と申します。私も民間に42年居てきたのですが、企業年金というシステムの担当者は3年に1回変わります。したがって、退職する前になると3年間くらい企業年金いくらかいありますよ。支給年齢はここからですと、それと同じくチェック機能がしっかりしています。漏れるということはまずありませんし、漏れたらたいへんです。今、聞いていると、農業者年金は農家の信頼、品質です。品質に傷をつけてしまったことです。品質を復旧するには10年かかるといわれています。我々も民間に傷を付け品質を落としたら信頼回復には10年かかると言われていたものです。もし、傷をつければダメだと泣かれます。そのくらい厳しいものでした。ですから品質を取り戻すのにたいへんだと思います。農業委員と農家の信頼関係。信頼を回復するために今後どうするかというメカニズム。どうしていくかきっちり組み立てて二度とこのようなことがないのだ。と言えるくらいの対策を立てる必要があるのではないですか。ここで押し問答したとしても結論はでないのではないですか。時間もありませんし、臨時総会を開いて過去の経緯を説明して農業委員の方々が皆納得できるような説明をもらい、それに対する対策をきっちり立てて農家の皆さんに謝罪するというのも必要ではないかと考えます。ですから、品質、信頼関係に傷をつけたということは非常に生涯、歴史に残る汚名、汚点だと私は感じていますが、いずれにしても時間がなくなるので今後の対策ですね、慎重に慎重に検討して欲しいと思いますし、臨時総会を別途開いて皆さんの考え方を聞いて、システム構成する必要があるのではないのでしょうか。以上です。
15番委員	はい。一つだけいいですか。
議長	はい。
15番委員	私、今お話したのはですね、簡単に言ったわけではなくて、今後の対策について話したのです。例えば、役所は担当者が替わります。替わってもシステムがあれば、絶対チェックされるのです。そして、発送文書も全部、回覧されるのです。すると漢字が間

	<p>違っているとか数字がおかしいのではないとかチェックして最後の方が責任持ってよい。というのが決裁です。この基本的なことができていないので、こういうことが起きるのです。文書もどこからいつどのような文書が来たかを回覧してみんな知っていなければならない。それすら出来ていないということです。今回の問題は。そういうことではないのでしょうか。基本的なものを見直してこれも私は大きな対策だと思います。大事な対策だと思うのです。このようなことが欠けていたから個人の責任になってしまう。個人、あの人しか知らない。そういえばおかしかったな。と。組織ではあり得ない事件だと思います。このあたりをどうか今後、我々も含めてお互いにチェックする体制というものを確認すべき。今回の不祥事はこのようなことが根幹ではなかったかということをお私に痛切に感じています。以上です。</p>
17番委員	はい。
議長	はい。17番。
17番委員	<p>はい。17番です。いろいろご意見がでていますが、私はこれからの流れはいろいろな改善等で話し合い出てくると思いますが、まず、最初にやらねばならないことは各地区の農業委員さん達が、今回のこういう状況になった方々に、地区の農業委員としてお詫びにあがらなくてはならないのではないかと考えています。ですから、各地区ごとに名簿を出していただいて、例えば、●●●だったら●●●の人は誰が対象だと受ければ我々は3人で、たいへん申し訳なかったと、我々も責任があるという誠意を見せるべきだと思います。早い段階でそれを進めてもらいたいと思います。いかがですか。</p>
事務局長	はい。
議長	はい。
事務局長	<p>はい。今、いろいろご意見等をいただきました。そのとおりだと思います。今後の防止策ということでは、とにかく今までの事務処理の流れを更に検証しまして、それを構築しまして今後の防止策を立てまして、再度総会の場で臨時総会というお話もありましたが、適宜判断して、早い時期に皆様方にお示しをしながら、ご意見等をいただきながら防止策に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	暫時休憩いたします。
議長	<p>再開いたします。 ただいま急きょ運営委員会を開催いたしました。皆さんからの意見が出しつくされていない。情報をもっと共有しなければならないと考えます。運営委員会としては全員協議会を持ちたいと考えております。日程は調整できていませんが早く開催したいと考えます。議会に報告した後でいかがでしょうか。 それでは、28日に議員に報告しますので、27日となります。よろしいでしょうか。皆さん月末ですので、予定があるかと思いますが。</p>
議長	暫時休憩します。
議長	<p>再開いたします。 27日は浄化センターで開催します。午前と午後では、どちらがよろしいでしょうか。</p>
15番委員	<p>はい。あらためて集まり開催するよりも農地パトロールの出発式が終えた本日に引き続き開催したほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>はい。出発式が終了した後にパレードがあります。パレードが3時頃には終了すると思います。その後、オサダの内覧会、6時から祝賀会があります。その間であれば時間が取れると思います。</p>

15番委員	私は今日、開催できるのであれば都合が良いということです。皆さんの都合によりま す。
議 長	皆さんの都合を諮りたいと思います。
4番委員	私は、今日の行事が終わった後には予定があるので、離れなければなりません。皆さん がよければ開催していただいでよろしいです。
22番委員	皆さんが参加しなければ、良くないのではないのでしょうか。
4番委員	いろいろな意見がでました。事務局でももっと精査して、文書を作成し、全員集まる のもよろしいのではないのでしょうか。
13番委員	本日だされた意見も含めて資料を作成して、日を改めたほうがいいのではないでしょ うか。
議 長	それでは、27日の午前中9時から浄化センターで開催します。全員協議会です。
議 長	それでは以上を持ちまして、第77回遠野市農業委員会総会を閉会といたします。本日 はご苦勞様でした。
午後0時29分閉会	
署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。	
平成27年 月 日	
遠 野 市 農 業 委 員 19 番 _____	
同 20 番 _____	
遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____	